

# 振り込め詐欺 などの犯罪に ご注意を！

## 給付金につけこんだ 犯罪が懸念されます

定額給付金は未定の部分が多い上、各市町村によって手続きの方法が異なることから、市民の皆さんに情報が伝わりにくくなっています。

そのため「振り込め詐欺」や「個人情報の詐取」などの犯罪が懸念されます。特に今回は郵便で申請する方法が基本となりますので振り込め詐欺の常習者がつけいるすきが多いと考えられます。

他の都道府県では市役所職員を名乗る者からの不審電話などの事例がすでに発生しています。十分にご注意ください。

## こんなこと言いません 怪しい電話は確認を！

市から「通帳を持って銀行のATM（現金自動預払機）に来てほしい」とか「フリーダイヤルを使って電話をかけ直してほしい」などと皆さんにお願いすることはありません。

もし怪しい電話を受けた場合は、相手の所属や氏名を確認し、一度電話を切って市役所などに本当かどうか確かめてから電話をかけ直すようにしてください。

こんな場合は  
どうなるの？  
まずはここを

# 確認



## 定額給付金のQ & A

このほかの「？」は、まちづくり振興課（☎52-2116）にお問い合わせください

### ■生まれたばかりの子どもは対象？

Q：基準日の2月1日に生まれた子どもは給付対象になりますか？  
A：基準日に生まれた子どもについては、法律で定められた届け出期間内（2月16日まで）に出生届が出されていれば給付の対象となります。

### ■死亡した人は対象？

Q：基準日の2月1日の後に死亡した場合はどうなりますか？また基準日に死亡した場合はどうなりますか？  
A：定額給付金は基準日現在で住民基本台帳に記録されている方が対象となります。基準日の後に死亡した方は基準日時点では台帳に記録されていることとなりますので給付の対象となります。また基準日に死亡した方についても基準日時点で台帳に記録されていることとなりますので給付の対象となります。

### ■世帯主が不在の場合は？

Q：受給権者の世帯主が出稼ぎや長期出張などで不在の場合はどうすればいいですか？  
A：受給権者の委任を受けた方が代理で申請することができます。

## 子育て応援特別手当のQ & A

このほかの「？」は、子育て支援担当（☎52-2169）にお問い合わせください

### ■第1子が家を出ている場合は？

Q：支給要件は満たしていますが第1子が学校の寄宿舎に入舎しているため、住民基本台帳には世帯に子どもが1人しかいないと記録されています。この場合は支給対象になりますか？  
A：原則として住民基本台帳の記録を基に支給することになりますが、支給要件を満たしている場合、健康保険被保険者証などの写しで扶養の事実を確認することができれば支給対象となります。

### ■世帯は別でも扶養している場合は？

Q：世帯は別ですが扶養している子どもがいます。この場合は支給対象になりますか？  
A：世帯が別になっている場合、市の住民基本台帳では把握できませんので市は申請書を郵送できません。しかし支給要件を満たしていれば支給対象となります。支給対象の子どもがいても申請書が届かないときなどは、子育て支援担当までご連絡をお願いします。

# もらうには？ 定額給付金 ・ 子育て応援 特別手当

はじめに  
時期など未定の  
定額給付金

2月15日時点で定額給付金に係る国の関連法案が成立していないため、申請書の発送時期や給付時期は未定となっています。  
法案の成立時期にもよりますが、市は速やかに申請事務を進め3月中旬には各世帯主に申請書を発送したいと考えています。給付する時期は申請書の発送時期が明確になってから決定されることとなります。早くても4月以降になる見込みです。  
市民の皆さんのご理解をお願いします。

STEP 1  
申請書が届きます  
申請書を送付します  
届いたら内容確認を



始めに対象世帯の世帯主あてに申請書をお送りします。申請書が届いたら氏名や生年月日、対象者の人数など記載内容をご確認ください。  
■定額給付金  
■子育て応援特別手当  
■発送時期：3月中旬予定  
■発送時期：3月中旬予定  
確定後、市広報などで改めてお知らせします。申請書が届かない場合はご連絡ください。  
▼対象世帯数：約600世帯の見込み。対象者は住民基本台帳に記録されている情報により選定します

STEP 2  
申請書を書きましょう  
申請書に記名と押印  
添付書類も忘れずに



申請書に記載された内容に間違いがなければ、世帯主の方が必要事項の記入と押印をしてください。  
また申請書には本人確認などのための書類も必要です。忘れずに添付してください。  
■必要な添付書類  
▼本人を確認できる書類：次の書類などの写し  
◇運転免許証  
◇パスポート  
◇住民基本台帳カード  
◇医療費受給者証  
◇健康保険証など  
▼預貯金通帳の写し（金融機関名、口座番号、口座名義人が分かる部分）

STEP 3  
申請しましょう  
受付期間は6カ月間  
申請は郵便か窓口で



申請は郵便か窓口、どちらの方法になります。一人暮らしの高齢者や、障がいを持つ方などで自分で申請できないという方は、市役所または行政連絡区長、民生・児童委員などに相談ください。  
■申請受付期間：受け付け開始日から6カ月間※注意  
■申請書は給付されません  
■郵便申請：申請書に同封する返信用封筒で返送してください  
■窓口申請：市役所や山形総合支所、各支所で直接申請してください

STEP 4  
いよいよ給付  
給付は口座振替で  
お役立てください



申請を済ませたら、いよいよ給付。市は皆さんから申請書を受け付けた後、その内容を確認して支払い手続きに進みます。  
市は、始めに給付決定・振込通知書を申請したすべての世帯などに送付します。その後、指定口座に給付金や特別手当を振り込みます。皆さんの生活などにお役立てください。  
■口座振替ができない場合：銀行に口座がないなど、口座振替ができない事情のある方には市が臨時に開設する窓口で現金を支給します。支給日は広報等で後日お知らせします